

第二十二回国会

補助金等の整理等に関する特別委員会議録第七号

(二七六)

昭和三十年五月三十日(月曜日)	午後零時四十五分開議
出席委員	
委員長 伊東 岩男君	
理事休次 德二君 理事坊	
理事大橋 武夫君 理事松野	
理事滝井 義高君	
白井 荘一君	
川崎末五郎君	
高村 坂彦君	
権名 隆吉君	
竹内 淳吉君	
久野 忠治君	
中馬 辰猪君	
井手 以誠君	
三鍋 義三君	
川俣 清音君	
中村 高一君	
出席國務大臣 大蔵大臣	一萬田尙登君
出席政府委員 法制局長官 林 修三君	
大蔵政務次官 藤枝 泉介君	
大蔵事務官 (主計局長) 森永貞一郎君	
大蔵事務官 (主計局次長) 正示啓次郎君	
大蔵事務官 (主計局法規課長) 村上孝太郎君	
委員外の出席者 (検査第三局長) 小峰 保栄君	

音君辞任につき、その補欠として臼井莊一君、高見三郎君、唐澤俊樹君、川崎末五郎君、松野頼三君、久野忠治君、川村継義君及び大西正道君が議長の指名で委員に選任された。
同日
委員高見三郎君辞任につき、その補欠として山村新治郎君が議長の指名で委員に選任された。
同日
理事吉田重延君及び淺香忠雄君委員辞任につき、その補欠として大橋武夫君及び松野頼三君が理事に当選した。

音君辞任につき、その補欠として臼井莊一君、高見三郎君、唐澤俊樹君、川崎末五郎君、松野頼三君、久野忠治君、川村継義君及び大西正道君が議長の指名で委員に選任された。
同日
委員高見三郎君辞任につき、その補欠として山村新治郎君が議長の指名で委員に選任された。
同日
理事吉田重延君及び淺香忠雄君委員辞任につき、その補欠として大橋武夫君及び松野頼三君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件
補助金等の臨時特例等に関する法律
補助金等の臨時特例等に関する法律
補助金等の臨時特例等に関する法律
補助金等の臨時特例等に関する法律

○伊東委員長 これより会議を開きます。
前会に引き続き補助金等の臨時特例等に関する法律を改正する法律案(内閣提出第五号)
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○伊東委員長 これより会議を開きます。
前会に引き続き補助金等の臨時特例等に関する法律を改正する法律案(内閣提出第五号)
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○松野委員 あなたたはいまだにこの予算は絶対通すべきだという御信念のよです。もしもこの予算が修正されたら、大蔵大臣は修正されたままでお考えか、あるいは、自分としては信頼があるとおっしゃるのか。これは個人的なことです。議会はあなたとけんかをするといふのではない。その辺はどうぞございましょうか。
○一萬田國務大臣 お答えいたしました。
○一萬田國務大臣 私は、そのときを考えればよい、こういうふうに考えております。
○松野委員 そのときでいいとおっしゃるが、もつと前ならいいのです。

五月三十日	委員綱繩彌三君、櫻内義雄君、横井太郎君、山本正一君、淺香忠雄君、堀川恭平君、加賀田進君及び川俣清
-------	--

なら、それでいいのです。私もそんなにあが足ばかりとっているわけではありません。公債発行反対にくぎを打つようないい意見があるならば、私はこの際お聞かせを願いたい。こういうわけで公債発行してはいけない。党利党の信頼を失うた方がいい。あとで違ったから責任を問う、そんなことはありません。今日お見のがしになると、私の信念はそちらに向って参ります。

○一萬田國務大臣 公債発行に反対する理由を言え、こういうことですか。

○松野委員 いい理由ですね。非常に端的にびんと来るような理由です。た

が自分の面子で反対されても困るとい

うことです。

○一萬田國務大臣 端的に申し上げま

すれば、今日公債発行の時期でないと

いうことであります。

○松野委員 時期でないだけでは、お

互いの問題で、私が期待したよう

ない等介はありませんし、この問題

はこれだけにしましょ。

ただいま申しましたように、実はこ

の中に教育図書無償配付費というの

が削られているのです。これは民主党の

公約なんです。この問題だけは、私は

一項目だけだから書き抜いて答弁をお

願いしたい。これも今日ここでできる

問題だから、公約無視をされてもいい

とおっしゃるのなら、この法案を私た

ちはあるいは通過させるかもしけれ

ない。しかし、これを出しになつたの

は民主党の内閣なんです。それが義務

教育教科書無償配付費の補助金を打ち

切るといふのですから、これは全国の

学童、父兄には非常に影響がある。こ

とに、これは民主党の公約だといつ

て、前安藤文部大臣が一枚看板で選挙

中に盛んに演説された。あなたも同じ

閣僚だった。選挙で投票をとつてし

まつて、堂々とこんなものを出しに

なることは、私は相当大胆だと思う。

○一萬田國務大臣 お咎え申し上げま

す。今松野さんからお示しの点は、実

は私も前の安藤文部大臣と非常に意見

の交換をやりました。しかし、結局に

おいて文部大臣が承知をして下さいま

したので、私はそれでいいというふう

に考えておるのであります。

○松野委員 あなたと交渉された月日

を言えといふのではありません。安藤

大臣の言う通りになつたというのは、

選挙の前なんですか、選挙のあとなん

ですか。

○一萬田國務大臣 両方あったように

思ひます。

○松野委員 両方あつたといふのは、

最後の結論はどうなんですか。二回会つ

たという意味は、選挙前に、これは大

蔵省ではのめないぞといふ話はした

が、まあまあで結論は出なかつた。選

挙が終つてから、大蔵大臣の言ひ通

せん。国民は納得しない。ちょっとひ

ど過ぎる。この際安藤前文部大臣から

全國民に謝罪をされるか、大蔵省ある

いは文部省は、選挙中はあ言つだけ

れども、情勢が變つたということを発

表された方がいい。これは強く私が要

求しておきます。文部省が来ていれば

けつこうだけでも、いらつしやらな

ければ、この次にこの法案がかかるま

で、ほんとうに國家のために公債を發

行してはいけないという信念なら、そ

れでいい。その辺が問題なんです。大

蔵大臣もお疲れのようで、最近少し神

経衰弱ぎみじやないかとわれわれ話し

てゐるのです。

最後に、結論に戻りますが、これは

六月だけをお出しになる考え方ほどさ

ませんか。どうしても私は納得しかね

ることに義務教育の問題などは選挙

中の民主党の大公約だった。それにも

かわらず、打ち切り案がほんと出る

のは納得できない。しかしながら、も

う問題である。これは簡単に引き下れ

ます。

○森永政府委員 義務教育の教科書の

無償配付の問題につきましては、選挙

の前にも詰合いでいたしまして、一応、

私どもとしては、これは延ばすとい

うのでしよう。

○一萬田國務大臣 別に反対意見を申

じて発表していただきたい。

それから、公債問題で一萬田さんは

鳩山總理大臣にお会いになつたのです

が、公債に対する反対意見をおっしゃつ

たのでしよう。

○一萬田國務大臣 別に反対意見を申

じて発表していただきたい。

六月だけをお出しになる考え方ほどさ

ませんか。どうしても私は納得しかね

ることに義務教育の問題などは選挙

中の民主党の大公約だった。それにも

かわらず、打ち切り案がほんと出る

のは納得できない。しかしながら、も

う問題である。これは簡単に引き下れ

ます。

○井手委員 ただいまの大臣の御答弁

によりますと、六月分一ヶ月分の法

案修正については同感であるといふ御

答弁であります。同感であるから、も

しそうなればかかるべき措置を講ず

る、こういう御答弁でございました

が、これはきわめて重大な内容を持つ

た問題である。これは簡単に引き下れ

ます。

う前提で文部省もお考えいただいて

おつたように——少くとも気分の上で

はそれくらいの心境に達しておつたわ

けであります。選挙が済んで後、四、五

月の補助金についての法律案を提出し

たしましたときにも、まだいろいろお話

がございましたが、御承知の通り、こ

れは打ち切りを継続するということ

で、公式にも政府の意見がきました

。うちの反対は言わないが、開議でき

ることになっております。

○一萬田國務大臣 お咎え申し上げま

す。今松野さんからお示しの点は、実

は私も前の安藤文部大臣と非常に意見

の交換をやりました。しかし、結局に

おいて文部大臣が承知をして下さいま

したので、私はそれでいいというふう

に考えておるのであります。

○松野委員 あなたと交渉された月日

を言えといふのではありません。安藤

大臣の言う通りになつたというのは、

選挙の前なんですか、選挙のあとなん

ですか。

○一萬田國務大臣 両方あったように

思ひます。

○松野委員 両方あつたといふのは、

最後の結論はどうなんですか。二回会つ

たという意味は、選挙前に、これは大

蔵省ではのめないぞといふ話はした

が、まあまあで結論は出なかつた。選

挙が終つてから、大蔵大臣の言ひ通

せん。国民は納得しない。ちょっとひ

ど過ぎる。この際安藤前文部大臣から

全國民に謝罪をされるか、大蔵省ある

いは文部省は、選挙中はあ言つだけ

れども、情勢が變つたということを発

表された方がいい。これは強く私が要

求しておきます。文部省が来ていれば

けつこうだけでも、いらつしやらな

ければ、この次にこの法案がかかるま

で、ほんとうに國家のために公債を發

行してはいけないという信念なら、そ

れでいい。その辺が問題なんです。大

蔵大臣もお疲れのようで、最近少し神

経衰弱ぎみじやないかとわれわれ話し

てゐるのです。

最後に、結論に戻りますが、これは

六月だけをお出しになる考え方ほどさ

ませんか。どうしても私は納得しかね

ることに義務教育の問題などは選挙

中の民主党の大公約だった。それにも

かわらず、打ち切り案がほんと出る

のは納得できない。しかしながら、も

う問題である。これは簡単に引き下れ

ます。

○森永政府委員 義務教育の教科書の

無償配付の問題につきましては、選挙

の前にも詰合いでいたしまして、一応、

私どもとしては、これは延ばすとい

うのでしよう。

○一萬田國務大臣 別に反対意見を申

じて発表していただきたい。

六月だけをお出しになる考え方ほどさ

いませんか。どうしても私は納得しかね

ることに義務教育の問題などは選挙

中の民主党の大公約だった。それにも

かわらず、打ち切り案がほんと出る

のは納得できない。しかしながら、も

う問題である。これは簡単に引き下れ

ます。

○井手委員 ただいまの大臣の御答弁

によりますと、六月分一ヶ月分の法

案修正については同感であるといふ御

答弁であります。同感であるから、も

しそうなればかかるべき措置を講ず

る、こういう御答弁でございました

が、これはきわめて重大な内容を持つ

た問題である。これは簡単に引き下れ

ます。

ません。信念を持つてこの法律案を出していると思う。どうでもいい法律案ではないはずであります。同感であるとはどういふことでござりますか。同感であるならなぜ撤回いたしませんか。この政府提案の法律案によれば、必要があつて一ヵ年延長したいといふ理由を大臣は述べられました。国会の意思を踏みにじつてまでも、必要であるといふことで一ヵ年間延長の法律案を出されました。その政府が、確固たる信念を持つて出された法律案に対し、一ヵ月分でよろしい、それは同感でございます。そんな信念でよろしくうござりますか、大臣。しかるべき措置を講ずるとはどういふことでござりますか。もし同感であるならば、すみやかに撤回なさることこそ私はしかるべき措置ではないかと思うのであります。国会法ではさようにきまつております。一つ同感であるといふ趣旨を具体的にお示しなさい。同時にまた政府ののであります。それによって私はまた質問をいたします。

弁でござります。よく聞いておつて下さいよ。私は何回も同じことを言いたくはないのですが、昨年の国会におきましては、当分の間、すなわち三年がかりこの補助金を削減したいといふ趣旨で出された法律案に対して、国会は、いろいろ論議の末に、一ヵ年といふ期限法案にいたしたのであります。一ヵ年に限定してある。その国権の最高機関である国会の意思を無視して、これをさらに延長していく。大臣の先輩の答弁によりますと、その必要がさらにつれて加わって参りましたので、もう一ヵ年間延長したいということをあなたたちはおっしゃいました。お忘れではないでしょうか。その一ヵ年間どうしても延長しなくてはならないというあなたの答弁に対し、ただいま松野委員に対しては一ヵ月の延長は同感であります。——もし同感であるならば、成規の手続に従つて院議に諮ることが必要であると思う。撤回することを院議に諮ることで、私は、内閣としての任務であるとともに、手続でもあると存じます。時間的余裕とおっしゃいますが、あすの本会議も開けます。もし当局の考へておるよう五月一ぱいに何らかの処置をしたいというならば、あす一日残つております。私は、けさからいろいろお話をやつておりましたから、そんなに当局が、松野委員がおっしゃるからといって、同感であるなどといふお言葉は、おそらく出ないと思ひました。かりに巧妙な質問がありまして、そういう答弁はないと思っておつた。いやしくも一國の大蔵大臣が同感ありますとは何ごとありますか。感であるならば、私はすみやかに撤回すべきであると思う。そういう手続

○一萬國務大臣 前の委員会でも御答弁申し上げましたように、この扱いについては、やはりこれはあるいは法律解釈問題もありましようから、しろうとの私がこれ言うてもわからぬかもしれません、やはり二つの考え方はあります。しかし、今回この場合においては、私は松野さんの御越席に賛意を表する、こういうわけであるのであります。そうして時間的な関係があります。そういう点も御了察をお願いいたしたいと思います。

○井手委員 法律の解釈もあるでありますよう。法律もありましようが。もう一つの問題がある。憲法によつて動いておる、法律によつて運営されておるこの国会の審議において、何よりも大事なことは憲法により法律によることであると私は考えております。場合によつては考え方違ひがあつて、情勢の変化から、内閣提出の法律案は撤回することもあり得るであります。そういうことは国会法にも規定してあります。大臣よくお聞き下さいよ。今度の与党の考えております考え方は、修正案ではございませんよ。法律案でござりますよ。一部を改正する法律案が考えられておる。修正案ならば、出されたものに對して国会の意思も得られるでありますよ。しかし、あなたの方は、一ヵ年である、一ヵ年延長してもらいたいという希望である。一方は一ヵ月だけでいいという法律案、それに對して一ヵ月でよろしいということです。

する法律案は、内閣としていさぎよく撤回するのが建前であると思う。よく国会法を見て下さい。政治論とか日にちの問題ということよりも、まず法律によらなくてはなりませんよ。五月は三十一日までございますが、明日も本会議がございます。すみやかに院議に諮ることが正しいことよりも、まず法律に対しても、片一方は一ヵ月という法律案を出そうとしておる。これに賛成だと思います。内閣は一ヵ年を希望しているのに反対して、片一方は一ヵ月といふ法律案を出しませんよ。私は繰り返して申します。内閣は一ヵ年を希望しているのに反対して、片一方は一ヵ月といふ法律案を出しませんよ。私はもう少しいうことはどういうことでござりますか。全く反対ではございませんか。違つたことはございませんか。それにも感覚だといなならば、私はもう少し割り切つた納得のできる御答弁を承わりたい。私はきょうは簡単に引き下がらりませんよ。

筋道としては、もし情勢によって法律を変えてはならぬ、予算の都合があるというならば、まず法律を改正し、改正したものに基いて予算を組むというのが建前である。これがほとんどの人の一致した意見であります。またあなたもさように申された。同時に並行して審議することは違法ではないけれども、やはり内閣としては法律の改正案を出して、それに基いて予算を組むことが正しい行き方であるといふ御答弁をなさつた。あなたは内閣の法制を預かる最高責任者でございますので、こういうことが簡単にいろいろ動かされてしまう困りますから、現内閣といふ立場を離れて、純理的な立場で一つ御答弁を願いたいと思うのです。ただいま大臣がおっしゃいましたのは、予算が暫定予算だから法律もこま切れにしていこう、こういうことが正しい行き方でござりますか。七十三条でございますが、内閣は法律を誠実に執行することが大事な任務になつておりまます。現行の法律に基いて予算を組まなくちゃならぬことは申し上げるまでもございません。それをせずして、法律案と予算案とを並行に審議せられておる。これは私は不當であると思う。その上になお、ただいまおっしゃいましまだから、それに合らざり法律案を出したい。これは逆ではございませんが、ますその点からお尋ねをいたします。

○林(修)政府委員 今の予算案と法律の審議の順序と申しますか、いろいろなことにつきましては、昨年この補助金等の臨時特例等に關する法律案がこの国会で御審議になりましたとき、井手先生からいろいろ御議論もございましたし、おつしやる通り学者の意見もいろいろあつたのであります。ただ、そのとき私どもとして申し上げましたことは、なるほどそれは、予算と法律の交錯する面につきまして、まず法律の改正をやつて、それから予算を出すといふことも確かに一つの方法であろう。しかし、從来からの慣例と申しますか、国会の会期の関係あるいは予算の成立の時期の關係、こういうところから申しまして、常に予算と法律は並行審議をお願いいたしておられる、これを必ずしも不当とは言えまいということをお答えしたように私は記憶いたします。従いまして、昨年におきましてもそういう意味で御審議を願つたことだと存じております。

本年におきましても、この予算とその予算に見合うところの法律案、これはやはり、国会の会期あるいは予算の決定の時期ともにらみ合せまして、実は並行して御審議を願つておるわけであります。この点必ずしも国会の運営上それが不當だとかあるいは違法だといふことにはなるまい。そこにいろいろ議論の余地はあるうと思ひますけれども、そういうことだと実は思つております。ただし、実は大蔵大臣からも御答弁がございましたが、この御趣旨は私こういうふうに伺つたのであります。実は、内閣いたしまして、この補助金の整理につきましては、本年の予算もそういう意味で実は一年間

延長するという予定で組んである。同時に、法律の方も、その手当をすべき

ことと、一年間この法律をさらに延ばすと

いうことで御審議を願う。国会の御意見によって法律と予算とが矛盾しないようになることを御期待申し上げてお

るわけであります。ただいま御議論になりましたのは、政府としては本予算

を出しておるが、さらに六月は暫定にてなります。まだ本予算についての衆議院の意

思もきまらないから、とりあえず六月

だけは延ばす、法律の方も六月分だけは延ばすといふことでどうだといふお

話で、それについては別に異議はございません。こういう意味で大蔵大臣はお答えしたのじゃないかと思います。

これは、予算と法律と合わせてお話しで、私どもとして別に反対する

になるのは、私どもとして別に反対すべき筋合いでないと思うのでござい

ます。

○井手委員 次長のときのお言葉と少し変つたように思ひましたが、あなたも御存じのように、これは、先刻申しますように、国会の意思是二ヵ年だと

いふことで確立されておるはずであります。それをあえて延ばされるといふ

ものであるならば、予算案の前に審議

し、當時いろいろ論議があつたよう

に、根本的に改正案を出すことが内閣

としての行き方ではないかと思うのであります。いろいろ付帯決議もついておりまして、意見も述べられておりま

す。無理をすれば、それは數で押せる

かもしませんけれども、一ヵ年に限

ります。必不可少のものは、予算案を出

してお出しになりますと、重複するので、

これが一つ工合が悪かつたといふこと

言えないであります。そこで、私が具体的にお尋ねしたいことは、政府は

一ヵ年間延長する必要がある。これに對して国会が修正する。それは修正に延長するものでは、修正案ではなく

して、別個の、政府の意思とは違う一ヵ

月の延長であります。そういたしますと、一ヵ月のものに賛成であるならば、内閣がそれに對して一ヵ月でよろ

しいといふならば、一ヵ月延長といふ法律案はこれは撤回する方が行き方でございませんか。

○林(修)政府委員 今のお話でございますけれども、政府といたしまして

は、一応本予算を提出いたしまして、

その本予算と合せるべく、また本予算

と法律の矛盾をなくする意味で、実は

一年間の延長法案を御提案申し上げておるわけであります。従いまして本予

算がまだ五月中には成立しない、そろ

うことで六月が暫定予算になるわけ

であります。そこで国会の方の御意思

で、六月が暫定で、まだ本予算に対す

る衆議院の意思もきまらないから、

従つてこの六月分だけ補助金の法律を

延ばそう、こういふ御趣旨であると思

う。そこで、実はやり方でございます

が、今おっしゃいましたように、その

場合のやり方としては、政府の一年間

と出したものを修正して、たとえば六

月三十日までとするやり方でございま

す。しかし、むしろ、今私どもが

承わっておりますところでは、別の法

とすべきであった。しかるに、政府の方針としては、本予算を出したので、従つて残りの十カ月分を同時に出し

た。ところが、暫定予算を一ヵ月分出

すといふことになると、重複するので、

これが一つ工合が悪かつたといふこと

言えないのであります。そこで、私が

いるのではなかろうかと思ひます。そ

の意味は、実は政府として一年間延ば

しておる。六月分の暫定予算につきま

して、ただ一ヵ月だけ延ばすといふ法

案を国会で御立法になるというのは、

六月分の暫定予算と合せるという意味

において、これはごもとだと思いま

す。ところが、政府の方でこれを二

年間延ばしたいという意味は、これは

別個の法律案ですよ。さうであるなら

ば、内閣がそれに對して一ヵ月でよろ

しいといふならば、一ヵ月延長といふ

法律案はこれは撤回する方が行き方でございませんか。

○林(修)政府委員 今この法律を国会から

お出しになる結果として、附則の規定

が、たとえば昭和三十年五月三十一日

という規定が六月三十日と變りますか

れば、その点を政府案についても直さなければならぬという問題が起りますけ

れども、それだからといって、前に政

府が出した法案が、これは予算が出

いる関係上直ちにむだになるものでは

なかろう、かように考えておられます。

○滝井委員 ちょっと……。さいせん

の大蔵の答弁に疑問の点が一、二あり

なかろう、かように考えておられます。

○森永政府委員 技術的な面にわたり

ますので、まず私からお答申し上げ

たいと思います。政府といたしまして

は、四月に一ヵ年間補助金の打ち切り

を延期する内容を含んだ本予算を提出

いたしたわけでございまして、この予

算に伴う法案を準備いたしておられま

す。それを五月十九日に提出いたしま

したことは、たゞいま御指摘の通りで

ござります。その場合に、五月十七日

でしたかに暫定予算を提出するのだから

ら、その際に、五月に成立するかしな

いかという問題を考えて措置をすべき

であつたという御意見に拝聴いたしました

ては、一年間延長という法案をすでに

出しておりますし、その法案が暫定予

算の始まる前に成立を見るというよう

な場合を実は期待しないでもなかつたわけでございまして、これもまた一つの方法であるわけでござります。しかし現実にはそういうことは期待できなかつたわけでござります。従いまして、この一年延長の法案につきまして、本予算の成立前に急遽御審議を願うということは非常に無理な状態になつて参りましたから、そこで、委員会の御意向として暫定予算の一ヶ月分だけをとりあえず延ばすということにすべきではないかという御意見に私どもも同感の意を表する、さような考え方になつてきましたわけでござります。この間の事情は、ただいま申し上げましたようなことで御了承願いたいと存じます。

ているのです。大臣、そんなんじょ
う。だから、そういうつもりはなく
て、情勢の変化でやむを得ずこうなり
ましたと言うのがほんとうじゃないで
すか。そうならうそうだと一つはつきり
言つてもらいたいのです。

○森永政府委員 一年間延長の法案を
出してしまして、これが五月の末に成立を
いたしましたれば、それも一つの方法で
あるわけでござります。しかるに、そ
の後の情勢の推移によりまして、これ
はどううい不可能でござります。そろ
なりますと、やはり六月暫定予算に伴
いまして、六月一月分だけ延期をしなくな
らぬといふことに情勢が變つて
来たわけでございまして、先ほど大臣
がおつしやいましたのも、現下のこ
うな事態に即して六月まで延長の法案
を出すべきである、そういう意味によ
きまして同感の意を表された、さよなら
に私は了解しているわけでございま
して、大臣の答弁と私の申し上げまし
こととの間には何ら矛盾がないと存じ
ます。

○瀧井委員 いま一つ大臣にお尋ね
たいのですが、少くともこれを十ヵ月延
長することとは閣議の了承を得て来て
いるはずだと思うのです。ところが、
こういう大事な法案について、大臣は、
閣議の了承も何も得ずに、この委
員会で、一ヵ月延長に全く同感でござ
いますと、きわめて独断的に贅意を表
されたのです。これは私重大だと思ふ
のです。少くとも、法案を出してくる
からには、閣議決定をして出してきて
いるはずなんです。その大事なものに
対して、これは一ヵ月の法案で、自由
党ではあの九ヵ月ということについ

てはまだ何ら意思表示をしていない。一ヵ月についてだけ賛成であつて、残りの九ヵ月のものについてはまだノーコメントです。従つて、今あなたの楚成に松野さんの方から同意をすると云われたのは、一ヵ月の法案について同意したのであつて、残りについてはまだ不同意していきのうのです。そうしますと、これは全く政府の出したものとは違つた意思として国会に出る形になるのです。だから、残りの九ヵ月についてはまだ不確定のものなんですね。われはもう考えますが、大臣はそう考えになりませんか。

の方針としては、ぜひ一年間のものをお通してもらいたい、しかしまあそれば、工合が悪いので一ヶ月に賛意を表され、た、こうなりますと、法律案が二つあることになつて、あなたの方から出ておるものとわれわれの一ヶ月の――議員提出で出すかもしれません、いろいろのものが重複するところが六日、について出でてくる。それはどうするのですか。

○井手委員 議事進行について。私は委員長にお願いしたいのですが、これは非常に重要な段階に参つておりますので、法案の審議内容に至りましては、これは大臣一々知るわけではありませんが、政府委員あるいは説明員から、でもけつこうでござりますが、事国会と内閣の問題になりますれば、やはり國務大臣の答弁が必要であると感じておりますので、以後委員長は、この場本問題については大臣から答弁なさるように一つお進め願いたいと思ひます。

○伊東委員長 了承いたしました。

○滝井委員 大臣、今森永主計局長は御答弁もあつたようだ、政府としてのは、本予算も出しておるので、その十針に従つて当然十カ月の、来年三月三十日までのものをやつてもらひたい。ところが、聞くところによると大臣もさいぜん一ヶ月のものに賛成された。そうすると重複する面が出てくるのです。これはどうなるかというのです。

○一萬田國務大臣 決然と申しますが、重複をするところは修正をすると思はりますが、これは私よりも法制局長官に一つ答弁をさせます。

○林(修)政府委員 その点は、実は私もさうしたつもりでござります。これは御承知のように来年の三月三十一日までこの法律の施行期間を延ばすという法案でございます。今ここに別の法案が出来まして、とりあえず暫定予算の期間と合せて法律を六月三十日まで延ばす、こういうことになると、その六月一日から三十日までの分が重複するではないかというお話をござります。これはもちろんそういうことに相なります。従いまして、政府案について御審議を願つておりますが、これを御議決願います場合には、今国会の方で御提出にならうとする法律案が成立しました暁におきましては、これはそのままではいけないわけでありまして、その附則の第十項でござりますが、その中の、政府案は昭和三十年五月三十一日ということを前提として出しておりますが、それが六月三十日に変るわけでござりますから、六月三十日というふうにもとの法案を直さなければなりません。これはやり方はいろいろあると存じます。国会で御審議の過程で委員会で御修正になるやう方もございましょうし、あるいは別の国会からお出しになりました法律案が成立した後におきまして、政府がその点だけ修正の手続をとる、そういう手続もあるう、かように存じておるわけであります。

いふことを長官はおっしゃつたのでもあります。そらしますると、この際一ヵ月に御同感でありますならば、いかぎり撤回する御意思はありませんか。それの方がすつきりしていると思う。その方がいいのですよ。私はいろいろ質問いたしますが、まずその点を伺いたい。えはありません。

○井手委員 それは、見解の相違もありますよう、解散の相違もあります。しかし、いま少し大臣の答弁は、反対なら反対、賛成なら賛成とみんなにわかるように御答弁願いたい。これらも、一方で一ヵ月の法律案を出します。そらしますと同じ案件が二つにならぬことは御存じであろうと思いましょうが、一ヵ月のものが議決されれば、一ヵ年のものは議決を要しないことになります。あなたの方は一ヵ年、国会は一ヵ月、こういう二つの法律案が審議された場合に、審議だけはけつこうでしよう。同時審議はかまいませんけれども、一ヵ月のものが議決された場合には、それと異なる一年のものは廃案になるはずでござります。そういう事態、それはいろいろ理屈、へ理屈もつけられるかもしれませんけれども、それじや通りませんよ。それよりも、むしろ、あなたが松野委員の意見に対しても感覚でありまするならば、この際明日も国会はあるわけござりますから、いまさきよく撤回なさることが内閣としての行き方であろうと考えるのであります。

○井手委員 もう一つ大臣に伺います
が、六月の暫定予算に合うように一方で
月の法律改正案についても同感である
とおっしゃつておる。そうなります
と、あなた方当局の方考え方は、予算が
主であつて法律が従といふ立場になる
ことを、私は非常に心配するのであります
ます。憲法の第七十三条の第一号に、
内閣は法律を誠実に執行するといふこと
とが書いてある。これはいつも言われ
ることである。法律といふことは、
これはもう三月三十一日で済むぞといふ
ことの法律であります。あるいはすでに
に延ばされたのであるから五月三十一
日までだといふことの法律でございま
す。これによつてあなた方が予算を組
んでいかれる。日にちがないならばあ
るは同時審議といふこともあり得る
かもしれません。ところが、何よりも
ほんとうの筋道は、法律案を改正し、
法律になつたものに基いて予算を組ん
でいくことが正しい行き方である。こ
れはいかにおつしやろとも、法制局
の建前だと思う。今まであなたの方の
おつしやることを聞いておりまますと、
予算が第一である。予算に合うよう
に法律を作つていく。それじゃ予算
は——まだ一ヵ年延長とかいうのは法
律ではございません。法律案ですよ。
しかるに、政府は、予算がどうだから
とか、予算が六月まで暫定予算だから
これに合うように法律案を出す。それ
は逆でござりますよ。それでは法律を
誠実に執行するといふ内閣の責務にも

おりません。一つその点をもう一度御答弁願いたい。

○一萬田國務大臣 法律と予算を食い違ひのないようにするために御審議をお願いしておるということにあると思うのですが、これは先ほどから法制局長官がいろいろと説明しておりますが、さらに法制局長官からお答えをいただきたいと思います。

○林(修)政府委員 実は今井手先生のおつしやいました法律と予算の関係でございますが、井手先生のおつしやいますように、昨年のこの委員会においても、どちらを先にすべきかという点についていろいろ御議論がございました。もちろん、普通の考え方からいえば、まず法律があって、それに基いて予算を組むというのが建前であろうと存じます。ただしこれは、従来の慣行から申しましても、やはり予算の編成の時期、あるいは予算の提出の時期、あるいは予算が成立をする時期、あるいは国会の会期ということから考えまして、実は予算とこれに關係する法律案はすでに同時に御審議を願つておるわけです。そしてこれもまた一つのやむを得ない方法だと実は思つわけです。従いまして、要は国会の御意思で予算と法律が矛盾しないようにしていただくということにあると思うのです。予算の成立の過程におきまして法律案も提出して、同時に御審議を願つて、でき上った法律と予算が矛盾しないようになる、こういうことが政治の要諦であると思います。その過程においてどちらを先にするかということとは、いろいろ御議論があることだと実は思うわけでございます。しかし、今国会の会期とか、予算編成の時期と

か、そういうことからやむを得ないことをやなからうか、最後の締めくくりにおいてそれが矛盾しないようになることが最も必要なことだ、そういうふうに思つておるわけでござります。これは従来からの慣行がそうでございますし、今度も、そういう意味で、実は並行して御審議をお願いいたしております。わざでございます。

これは蛇足かもわかりませんが、先ほど主計局長も申し上げましたけれども、本予算に伴いまして実は法案を出しました。結局やはり法案がまず先に成立するということも当然予測し得た。そういう意味で実は一ヵ年の法案を同時に出した。ところが、審議の過程において、それがどうもむずかしいということで、今暫定予算に合せるものを作らせよう、こういう方針でござります。それには賛成だということを申し上げたものだと思うわけでござります。繰り返しになりますけれども、御説明申し上げます。

○井手委員 ただいま長官の話によりますと、並行審議をすることばやむを得ない。これは私もわかるのですよ。賛成じゃありませんけれども、話はわかります。それならば、同時に審議をしておる予算案と法律案を、ずっとこのままで審議をしていいはずのものであります。本予算を今審議中でござりますよ。だからあなたの方も今法律案と一緒に並行審議をさせることは不法ではない。これはわかるのです。ところが、あなたの方は一ヵ年間の延長案を出された。その信念で出されたのなら、そのまま審議していくことがほんとうの行き方だろと思うのです。予算が一ヵ月暫定になつたから法律案も

そしするといひなら、通じやございませんか。予算が主になるわけじやございませんよ。あなたもおつしやいますように、建設は、法律ができるて、それに基いて予算が組まれていくことが正しい行き方だ。しかし、今までの慣例、あるとかあるいは会期の都合で、やむを得ず予算案を並行して審議させることがある。それはわかるのです。だからその後ずっと審議しているじやございませんか。ところが、片一方においては六月の暫定予算を組まなければならない。予算に合らようにも法律案も改正しなければならない。それに私は同感でありますけれども、それはいいことですか。

○林(修)政府委員 本予算と政府の出した法案を並行して御審議を願うことは今おつしやった通りでござります。ただ、御承知のように、この本予算は五月に成立しませんで、六月は暫定予算で行かざるを得ない状況であります。従いまして、六月になりますと、今度おそらく成立いたします予定の六月の暫定予算ということになります。法律の方は、それで参りますと、五月底までにこの法案が成立しておりますと、暫定予算と法律の関係が矛盾いたして参ることに相なる。従つて、せんと、暫定予算と法律の関係が矛盾したことではないでございますが、しかしながら、まだ本予算に対する意思の暫定予算をここに成立するのと同じ立がお願いできるとすれば、それに越したことはないのでござりますが、法律案を提出になる。これは政府とし

とも何ら反対すべき筋はないわけでござります。つまり、予算と法律案は、どちらがどちらと矛盾してもいけないと思つわけでござります。同時に御審議を願つて、同時に六月暫定予算が執行できるように、法律の状態もそれと同じようにならぬといふを暫定予算に合せて御提出になる。これは政府として何ら反対すべき筋もないと思ひます。
○井手委員 国会のきめることに對して内閣がどうということはないでしょ。建前としては、あなたもおつしやるようすに、法律案が先に成立することが望ましい。こういふ建前であります
が、その建前の通りですよ。一ヵ年の延長を審議してもらつことが当局としての希望であると私は思ふ。一ヵ月の延長で賛成だとあなたのおつしやることは、少し矛盾しやせぬかと思う。一ヵ年間延長したいといふ内閣の意思に對して、それをずっと審議している。少しおかしいところがありますけれども、やむを得ないものとして並行審議をしておるならば、一ヵ年延長の審議をしてはどうですか。あなたの方は一ヵ年、一部の与党その他は一ヵ月だということならぬであります。これはいものでありますならば、まず一ヵ年延長の法律ができることに努力すべきが必要ではないか。一ヵ月のものでよいとするのは法律案でありますから、その点を間違ひないように願いたいと思ひます。

しゃいます通りに、本予算是なお衆議院で審議中でありますから、この法案を継続して御審議願うという建議であるうと思います。ただししかし、七月の暫定予算が一方でやむを得ないのとしてできるわけであります。従いまして、六月じゅうの処置につきまして、それに合せるべく、法案とは別に国会で御提案になることについては何らかの政府の提案する方法もござります。しかし、今大蔵大臣が答弁いたしましたように、そのいとまがないから、国会が御提案になることについては何らかの議がなくて同意を申し上げるといつてあります。それでありますて、何らそこは矛盾しないと思つわけであります。

○川俣委員 関連してちょっと法制局にお尋ねいたします。今議員が提出しようとする法律案とこの出している政府の案とは同一の案件と見ますか、違ううえで件と見ますか、はつきり返事をして下さい。

○林(修)政府委員 これは私達うど田います。

○川俣委員 そうしますと、この委員会に付託されているのはこの法案だけです、違法法案の審議はこの委員会に付託されておりませんから、その点御理解を願えるでしょね。

○**一萬田国務大臣** 反対ではあります
○**滝井委員** 現在六月の暫定予算に目
合う補助金の特例法の一ヶ月の延期に
ついては異議ありません、こういうこと
となんでしょう。しかもあなた方は十
ヵ月でなければならぬ、こう言つてき
た。ところが今は一ヵ月でよろしくある
ございます、こう言つておるのですか
ら、十ヵ月でなくてもよいということ
です。反対という言葉はちよつと強調
されます。あくまでも十ヵ月でなくては
ならぬということにしておるならば、
一ヵ月には反対でなければならぬ。だ
から現在の情勢では十ヵ月でなくても
よいということなんでしょう。
○**一萬田国務大臣** 私はそう思ひませ
んで、来年三月末までの延長、そのう
ちの六月分といふふうに考えておりま
す。
○**滝井委員** あなたの方は十ヵ月の中
から一ヵ月取り出したものだ、こうい
うお話なんです。ところが、松野さん
あたりの意見はそうではないのです。
十ヵ月の中の六月の暫定予算が通つて
おるから、その一ヵ月だけについては
政府は出すことを認めよう、もう予算
が通つたから認めよう、しかし、あと
の残りの九ヵ月については、まだ予算
も通つていないし、われわれの態度も
明白でないから、その後の問題につい
てはペンドディングの問題として残して
おく、こういうことなんです。だから
、大臣の考え方と松野さんあたりの
考え方とは違うのです。この点の認識
をはつきりしておかないと困る。だから
この撤回はしようとしている。今
のように、それは委員会で修正しても

らうか、あるいは適当な修正をやりたいとす
が、われわれの方では、少くとも一ヶ月
月が出れば、これは撤回をして新し
法律になつてこないと、九ヵ月じやや
い。次に出てくる法律は、九ヵ月のもの
内容の違つたものになつてくるのを
す。そろでしよう、大臣。この次あ
た方が出すであろうものは、あるいは
委員会が修正しても、それは九ヵ月の
ものになるのです。九ヵ月のもので
はない。これは違うのです。もしナ
月のものであるならば、これは一ヵ月のもの
になつてくるはずなんです。だから
再議の原則に當てはまつて、大へんな
ことになる。だから、内容が違つたと
なんですが、一ヵ月については賛成大
きのだけれども、九ヵ月のものについ
ては政府は今こだわらないのだ、とい
うことだと思うのです。そろなラズ
るを得ないはずなんです、あの九ヵ
月の意にについて、われわれは、お
そらくあとから出る法案については
違つた考え方を持っておりますから。大
臣、そういうないですか。これはさうい
うことをどう思うのです。そろなラズ
たが、私はそうだと思うのですが、太
臣は、あくまでも、それは九ヵ月で
あって、一ヵ月というのは便宜のため
にちよつと切り離しただけだ、こうい
うことなんですか。

ならないのじやないかと思つております。やはりこれは国会の御意思としてあります。六月の分だけまとめてやろう。その他の分は実はまだきまとておらないのであります。従つて、政府の方であります。それはどうでもよろしいという御趣旨ではないのであります。政府の求めた意思といふものは専らに変つたわけではございませんので、それはまたそれで御審議を願いたい、予算と予算並行して御審議をお願いしたい、こういうことで、こうしたことだと思ひます。ただ、六月についても直ちに暫定予算ができる、六月一日からこの法律がないと法律と予算が矛盾して困る、そういうことで、至急六月分についての処置をつけてやろう、こういう御趣旨だと思いますから、何ら矛盾はないと思います。

それから、先ほど田代先生がおつしやいましたが、この特別委員会は補助金等の整理等に関する議案を審議するのであります。この点は矛盾はないと思います。

までも政府が固執するならば、重複したものをこの委員会はどうするのかといたしますが、これは実はいろいろな方法がありますが、それはいまいろいろな方法があるうと思います。これは、委員会におきまして、政府原案の御審議をお願いする過程におきまして、さらに御修正下さるという方法も一つの方法でございます。しかし、新しい法律ができるままでして、それが成立した暁においては、政府の方で修正の措置をとる、あるいはその際に撤回をして再提出するという方法もないことはございません。しかし、そういう措置をすることは普通はないのじゃないか、政府が修正の措置をとれば、それでよいのではないか、さように考えております。

に延長していくということはおかしくないござるうございませんか。どうですか、長官。

○林(修)政府委員 昨年この法案が出来ました際に、国会の御意思として、これは一年間だけにするという御意思でされたものであるうといふことは、御指摘の通りだと思います。しかし、それは、やはり昨年における情勢によって一年限りにしようという御意思だつたのだと思ふのであります。これは、本年は本年の事情によつて、またさうに一年間延ばしていただきたいといふ政府の提案の趣旨でございます。それで、今おしそひましたところの一時限立法というものをそろそろやみに延ばさなければおかしいぢやないかといふ趣旨でござりますが、これは、いろいろその事情によつて異なると思うのであります。法律の趣旨からいえば、成立さしたときには、ほんとうに一年間しかやらないという趣旨のもので時限立法はできておると思はますが、その後の客觀情勢の変化によつてさらにこれを一年延ばし二年延ばすといふことは、これは実は、やらと申しては何でござりますが、幾らでもあるのでござります。御存じのように、国際的供給不足物質等の需給調整に関する法律、あるいはその前身の臨時物資需給調整法、あのときのものは、すでに毎年一年間ずつだけしか執行期間はきまつております。毎年、そのときに延ばして参つております。そのほかなりまして、さらにそのときの情勢を勘案いたしまして、さらにもう一年延ばす必要があるといふことで、一年々々延ばして参つております。そのほかにも一年々々延ばして参つてゐる法律は租税特別措置法にもあるところでござる

まして、毎年、そのときの情勢判明で、さらに延ばす必要があるかないか。といふことを判断する余地を残す意図において、时限立法にされている、いろいろのもたくさんあるのであります。そういう意味におきまして、やはり国会がこうひきこむと御制定になりましたときの御趣旨、その後の事情特に本年度における客觀情勢、こううものを勘案して、総合的に判断すべきものであらう、一がいには申されい、こう思つております。

たもへ理屈があるでしょから責めませんが、そりやかにいたしますと、私は大臣に一番この際伺いたいのは、内容の異なった法律案が今度出てくる。そして一方は議決されて、一方は議決を要しないことになる。廃案となります。廃案とされるよりも、政府は撤回された方がいいんじやないかということを私は先刻申し上げておる。一事不再議ということは御存じでございましょう。修正であるならばともかく、これは撤回された方がいいんじやないか、これを申し上げて打ち切ります。

○林(條)政府委員 今の点は多少法律的な問題でござりますから、私から御答弁いたします。今おっしゃいましたように、この法案は、題名は同じでありますけれども、内容は違つておると思います。その趣旨も違つておると思います。今一事不再議の原則をおっしゃいましたが、こういうものについては、今おっしゃいましたような二つの法案がかりに出ました場合に、それには一事不再議の原則は適用されないと私は考えております。それで、政府の考え方といたましましては、これは国会のお考えもあるとは思いますがけれども、少くとも、法律的には一事不再議の原則はこういうものに適用すべきものではないと思います。従いまして、政府の法案は直ちに廃案になる、かようには考えておりません。

○川俣委員 私二問だけ簡単に質問いたしますが、大臣に質問する前に法制局長官にお尋ねしておきます。ただいまのところは、大体の質問ですが、期限の変った分だけでも別な法案であるといふのです。私はこれは実際は修正だと

思いますが、変った法案だ、こういう解釈ですね。

○林(修)政府委員 ちょっとと御質問の御趣旨がはつきりしなかつたんでござりますが、形式的に申せば、別の法案だと思いますが、形式的にはそういうことは、おつしやつた通りであります。修正ではない。実質的にはあります。修正ではない。実質的には

あるいはそこにいろいろ議論があると思いますが、形式的にはそうであります。修正ではない。実質的には

○川俣委員 形式的に間違いないとしますれば、今度政府提案が期限のことろを修正されることも別の法案だ、こ

う見てよろしくございますか。

○林(修)政府委員 これは、形式的に申せば、政府がもし修正の手続をとれば、政府の提案した法案の一部修正、国会法の規定によってやりますので、新しい法案ではございません。これは

○川俣委員 形式的にはやはり修正だ

ということになるでしょう。本質的に違うというならば、やはり政府の一部修正も本質的には違わなければならぬあなたはあまりこれだけを通ぞうと思ふから無理が出てきます。これからいろいろな政府提案が出た場合に、公

布期日を変更するとか、附則を変更するものが出てきまして、国会の審議には混乱します。よほど法制局は気をつけてやらないといけない。そういうことの混亂を起させないことが法制局の任務である。通す通さない、ということは法制局の任務じやない。国会の審議

○林(修)政府委員 別にそういうことを言つておるつもりはございませんの

で、先ほど御質問がありましたのは、

政府の法案とは別に一ヵ月だけ延ばす

法案が出来ば、別の法案かとおつしやいましたので、形式的には別の法案だと申したわけであります。今度は、政

府が法が通つたあとに一部を直すのは修正か、別の法案かとおつしやいま

たから、これは形式的には修正でござります、そういうことを申し上げたの

であります。内容には触れませんで、実は形式的な面だけお尋ねだと思いま

して、形式的な面を申し上げたのであります。

○川俣委員 了承しない。大体意見がまとまつたら、国会の審議にあとさしつかえないように処理していくのが法

制局の任務だと思う。それをこの法案を通すために取り計らうという考え方

が間違つておる。もうよろしい。時間ががないから次に移ります。

今お聞きの通り、この法案の取扱い方によりまして、将来いろいろな法案の問題に非常に影響するところが大きいか、大臣は、この問題について、もう一度将来に悪影響を来たさないよう考慮になられますか、この点お伺いいたします。

○一萬田國務大臣 これはいろいろと考慮いたしました。

○川俣委員 次に、農林関係の補助金のところでお尋ねしたいと思います。

農林大臣の指定する薬葉があるのですが、大臣の指定といふものは行政権だと思うのです。大臣いかがお考えですか。

○一萬田國務大臣 あるいは解釈が間違つかもしませんが、農林大臣が指定されるなら行政権のように思いま

れるものまでも、あえて法律を作り直さなければならないということはないで

定するということだけ聞きました、どう

いうことか内容がわかりませんでし

た。

○一萬田國務大臣 私、農林大臣が指

定するための負担を全額補助しておつたのを、今度は二分の一にする、こういうわけなん

です。指定したものだけが補助の対象になつて、補助しないと思えば指定

しなければいい。問題を起してまで一

体法律に加えなければならぬか、疑問なんです。従つて補助しないと見えます。

○一萬田國務大臣 お答えします。政

府委員から一つ答弁させていただきま

す。

○村上(孝)政府委員 家畜伝染病予防法の関係には、ただいま川俣先生のところでお尋ねしたいと思いますが、大臣の指定といふものは行政権だと思います。大臣いかがお考えですか。

○一萬田國務大臣 あるいは解釈が間

虫だけにつきましては、受益者負担の指定する対象としては指定いたします

けれども、その補助率を下げようといふことか内容がわかりませんでし

ておられるのではありませんか。ただ、指

定する対象としては指定いたします

か。指定する対象としては指定いたしました。

○川俣委員 委員会を少しなめていま

す。現に指定しない薬品でも幾分補助

して出しているじゃないですか。ただ、指

定すると全額になる。指定しない場合

は大蔵省との協議による認定で補助を

しておられるのです。一つもやってお

られないので、やつておられるのです。できなくな

られないわけじゃない。やつておるの

文句が出ておつて指定できていないじや

種の便法でやるよりは、われわれは、法律の趣旨をこういうふうに変えてい

ただきたいということを堂々と国会で審議していただいて、それによつてや

れるのが正当である、こういうふうに考えております。

○川俣委員 それは非常にけつこうな

ことです。それならば、今まで農林大臣

の指定するような薬品は大蔵省との折衝を一度も認めておられないじやありませんか。現にありますか。ないんですね。

○川俣委員 委員会を少しなめていま

す。現に指定しない薬品でも幾分補助

して出しているじゃないですか。ただ、指

定すると全額になる。指定しない場合

は大蔵省との協議による認定で補助を

しておられるのです。一つもやってお

られないので、やつておられるのです。できなくな

られないわけじゃない。やつておるの

文句がござりますれば、法律に反するよ

う事態が起らぬようにいたしておく必

要がござりますので、その意味からこ

の六号につきましての一ヶ月の延長をお願いしたわけでござります。

と思うのです。全額国庫負担の分じやないと思う。それはあなたの方で間

ます。この七百五十八万二千円の根拠
は非常にあやしいというふうに川俣先

いがその種の補助であります。そういうものを大体重点に検査したわけであ

すか。それをもつと明確に——この伝染丙は全額あるのだが、寄生虫よ割な

○川俣委員 今まで現に法律があつても予算上の処置でなかなか承諾しておられないのです。それだけのものを今なぜ急に法律をもつて変えなければならぬか。この法律は朝令暮改なんですよ。それほど法律に対して忠実に予算すと執行しよどいうなづ、今までどこ出

○村上(泰)政府委員補助金の全類
だ、こういふお話をございますが、私は、
は、この表につきましては、表を作りま
ました者を信用いたしております。し

生がおっしゃるのだと思いますが、私が今申し上げました資料も分業で作っておりまして、予算係に確かめましてその数字を検討いたしますが、少くとも、委員会に差し上げる資料として出しておりますので、私としては正し、ありと言用するほかなく、二ついう

ります。旅費とかこういうものは県庁なり何なりでお使いになればまず間違いはなかろう、こういふので、これははなはだ申しわけないのであります
が、実はよく見ておらぬというのが実情でありますて、御質問によくお答えできなかつたのはなまざきを怠りであります

補助だなんて、むずかしい取扱い方が
会計検査院は実際上できますか。あなた
の方は実際地方をお歩きになつて十分
おわかりでしよう。そんなむずかしい
区別ができますか。むしろ、会計検査
院の上から、そういう問題の起きるよう
なことは子供のよ、ところどころ

しておられてもいいはずじゃないか。
いろいろ新業が入ってきて補助したい
ということで申請があるけれども、一
つとしてあなた方認めておられない。
予算の節約の上から認められないこと

かし、川俣先生がもう一度確かめると、いう御意思であれば、私は確かめます。が、確かめてみたところ、法律を改正するという問題とは全然別個だ、こうふうに存じます。

○川俣委員 もう一点会計検査院にお尋ねいたしますが、きのうの答弁によりますと、防疫官が出張する場合にはいろいろのものを含めて出張する、な

○川俣委員 見ておられないというの
ですが、もしも、今大蔵省の説明する
ように、他の伝染病と区別して回らな
ければならないことになりますと、片

○小峰会計検査院 説明員 今の家畜伝染病の旅費でございますが、これは全く國庫負担です。それから寄生虫の分

は必ずしも私は反対しません。法律を変えなければならぬほどこの法律を使っておられたならば、変えなければならぬが、使っておられないで変えなければならぬということはおかしいじやないですか。これがあるために予算が膨大になつたといふならば、これは別問題です。補助金の整理であつて法律

○川俣委員 私が聞いておるのは、補助金整理のために出されたのでしよう。法案整理のためじゃないでしよう。こう二点です。従つて、全額国庫負担のために四百万円も出たといふならば、これは整理の対象になるでしょう。出されておらないものは対象にならないでしよう。こう言つておる

せか」といふと、旅費節約の方針を政府がとつておりますから、この旅費節約のためにいろいろなものを含めて出張する。これは、あなた方が会計検査院は、回つて御存じでしょ。

○小峰会計検査院説明員　ただいまの御質問でござりますが、補助事業について会計検査院で全国を見ておられます

の整理じゃないでしょ。大蔵省は法律の整理のつもりで出したのですか。補助金の整理のつもりでしょ。今まで出しておられないんだから……。

○村上(孝)政府委員 私が今申し上げたのは、少し言葉が足らなかつたかと思うのであります。この家畜伝染病予防法関係の六号の薬品費補助、これ

が、実は手が回りかねる面が相当あるわけございます。農林省関係だけで約二百五十種類くらい補助がござります。その中で、公共事業たとえば土地改良とか災害復旧とか、こういろいろ

らないといふ御主張でござりますが、少くとも、私どもいたしましては、この六号の墓品補助金につきましては、全額を二分の一にいたしますと、約四百万円ばかりの節約になるといふ数字が出ております。これは大きな数字でないかもしませんが、やはり法律と予算とを一致させてやるという建前をとりますと、われわれにとつては非常に大事な処置なのでございます。

○川俣委員 その四百万円といふのは、おそらく補助金全部を入れられた

は普通ならば全額でござりますが、この
中の寄生虫関係の経費だけは二分の
一にする。他の伝染性疾患についての
薬品は従来通りにするわけでございま
す。寄生虫だけは、予算の関係で、積
算しました資料によりますと、この特
例法を出しませんければ通常七百五
八万二千円要る、こういうふうな計算
を出しております。従つて、この特例
法によって二分の一にいたしますと、
三百七十九万一千円が節約になる、こ
ういうふうな計算に相なるわけであり

が五十種類くらいになりますが、これが金額にいたしまして約五百億くらいに上ります。従来は、大体これを中心にして、ほかのもののはあまり見られなかつたわけであります。昨年から残りの約二百種類、金額にいたしまして二百億円、一般補助と申しておりますが、この公共事業以外の補助によつやく検査の手がつけられるようになったわけであります。昨年は大体末端の農家に流れていふ補助は約半分であります。二百億ぐらいのうち百二十億くら

第二類第五号 補助金等の整理等に関する特別委員会議録第七号

れなども、たしか過去三ヵ年間の実績を調べまして、それによって予算を組んでおるというふうに聞いております。それで、伝染病で出張したから寄生虫は見ない、実際問題としてはこういうわけにも行かないわけでありますから、その辺は主たる任務によつて旅費の科目が違う、こういうことに扱つてゐるわけであります。現に、昨年一ヵ年、片方は全額、片方は二分の一という国庫

ですか。会計検査院だけは旅費は十分ですか。
○小峰会計検査院説明員 これは、どこの役所でも、決して使いたいだけの旅費の予算をもつておるわけではございません。会計検査院といなしましても、旅費さえありましたら、もつともっと検査ができる。こういう実情にあるわけであります。

の方は三千九百万円余りの防疫の費
があるのです。寄生虫の土
二百万円くらいのものであります。
常に金額が小さいわけであります。
百万円に相当する同額を県がまた負
するわけであります。そうして一概
經理するということになると思う
りますが、これが十分といふこと
おそらくは言えないのぢやないだ
かと思ひますが、これであながちど

られる。馬の生命に賭するようなことは、そなへ軽率に取り扱つてもらいたくない。ふとえは、あなたの家でネコや犬を飼つたつて、これが死ぬなんといふことは耐えられないでしよう。それが愛馬です。農民にとって唯一の財産なんです。どうでしよう。馬が死んだために娘を売るというようなことが起つてくる。人間の生命と同じですよ。うそじやない。ほんとうですよ。これを軽率に取り扱つては困るというのです。もう一べん考慮されるなら私はやります。

○川俣委員 その辺では大蔵省から頼まれて答弁しているだけですよ。あなた方は、そういう答弁で、実際地方へ

置をとらなければならぬ。そこで、片方は二分の一、片方は全額だといふよくなことになっているのは、船体の旅

○川俣委員 大蔵省にお尋ねしておますが、要するに寄生虫などは開拓の世話になる方が多いんですね、実際には。だから、むしろ、寄生虫などに

○農政委員 いろいろ御高見を伺いましたのですが、将来の問題といったしましては、御高見の点も私ども十分検討してみたいと存じますが、さしあつては、これら、うや暮苦惱と前

じやないですか。実際その通り厳重にやられまると、結局は旅費の節約ですよ。あなた方だって旅費の節約をす

いながら、法律をそのまま執行しないで、結局合せて一本にして旅費の節約をはかっているだけなんです。これ

かり旅費を検査してくれるなら、二百
万円くらいだつたら農民が出し合つて
もいいのです。全国の農民が集まつた
ら大したことではない。ただ、旅費が少
お願い申し上げているわけでありまし
て、今これを修正するつもりは政府と
してはない、そういう御答弁を先ほど
大臣から申し上げたわけでありますか

るものですから、会計検査院の規則通りやれないとやめさせますか。旅費が不足なために規定通りやれないとやめさせますか。これが現実の姿じゃないですか。まあ旅費が少いんだから、こういう便法もやむを得ない。

が現実の姿なんですね。支障なくなどと
いうことはありませんよ。現に國から
行くところの旅費は、二分の一と全額
で合せて給金額これだ。これに見合う
ところの出張といふことになるので
す。そななりませんか。

なうで、さぞかくこれまでの人生は大変なうで、補助があるんだと思う。そういふことから、二分の一にしようといふ考え方が私は全然わからぬわけじゃないのです。寄生虫などに補助するのはおかしいじゃないかといふ議論は確かにで生きる。ところが伝貧と区別がつかないところのようなところがある。血液検査

いふことで、十分検査することもしないで帰られて、あれは伝食なんだ。ところで屠殺場へ回されて、あとで調べたら伝食じやなかつたといふことがたびたび起つて、問題になつてきてゐる。馬の生命を制するようなものを、予算のワクで旅費を節約するといふよ

○川俣委員 承知しません。たとえば食糧庁の検定協会あたりなんか四億出しておられるのです。四億ですよ。こういうのを指摘して、早くこれを何とかしたらどうだといふにやらいで

です。十分な旅費ですか。旅費が節約されているために——これは会計検査院ばかりではない。ほかも節約されてゐる。だから行政措置としてこれに応ずるのは私は当然だと思います。それだけにいろいろな便法を講じてそつておるぢやないですか。規則からいふと、ちよつとむづかしいようなことまであるえておやりになつて、それで旅費に協力されておるでしよう。そうぢやない

通り、県では、これは經理が苦しいことだらうと思います。伝染病でありますと、旅費がないから出張はやめだと、いうわけにも参りません。大体、農林省の予算は、先ほどちょっと申し上げましたように、過去三カ年の実績というもので平均して予算を組んでおるのであります。それから寄生虫の方は、伝染病に比べますと非常に金額は少いのであります。が、一割以下であります

といふよくなところがある。血液検査してみなければわからぬ、診察してみなければわからぬので、おそらく全額国庫補助の対象の中に入れていると思うのです。そこで、行ってみたところが二分の一の補助しかとれない、寄生虫の蔓延であつたということで、そのため旅費は半減される、こういふ事情がおかしいじゃないですか。大きな金額であつて、これが国家財政に大き

予算のワクで旅費を節約するといふと、うなことは慎まなければいけない。それを私は言つてゐるのです。だから二百万円の金を、もつと別な言葉で言へば、寄生虫については全部やめておき、その二百万円をほんとうの伝染病の方に余裕を向けるといふなら、それは私は赞成します。しかしやせらへんのだ。大蔵省では何かしら削るものはないかとさうよくなことでやつてお

かしたらどうだといふにやらないで
おいて、わずか二百万円、馬の生命に
関するようなことで、これはほんとう
に矛盾もはなはだしですよ。予算を
節約するなら節約を堂々とやつたらいい
じゃないですか。こんな大きな財源
があるのにやらないのでおいて、一番簡
単な便利だといふようなやり方をして
いてはいかぬですよ。

られる。馬の生命に賭するようなことは、そう軽率に取り扱つてもらいたくない。などとえば、あなたの家でネコや犬を飼つたつて、これが死ぬなんということは耐えられないでしよう。それが愛馬です。農民にとって唯一の財産なんです。どうでしょう。馬が死んだために娘を売るというようなことが起つてくる。人間の生命と同じですよ。これうそじゃない。ほんとうですよ。これを軽率に取り扱つては困るというのです。もう一ぺん考慮されるなら私はやめます。

○森永政府委員 いろいろ御高見を伺いましたのですが、将来の問題といったら、しましては、御高見の点も私ども十分検討してみたいと存じますが、さしあたり本年度は、こういう予算措置を前提といたしまして、本法案の御審議をお願い申し上げているわけでありまして、今これを修正するつもりは政府としてはない、そういう御答弁を先ほど大臣から申し上げたわけでありますから、その点御了承願いたいと思います。

○川俣委員 翌知しません。たとえば食糧庁の検定協会あたりなんか四億出しておられるのです。四億ですよ。こういうのを指摘して、早くこれを何とかしたらどうだというのにやらないで、わざか二百万円、馬の生命に関するようなことで、これはほんとうに矛盾もはなはだしですよ。予算を節約するなら節約を堂々とやつたらいいじゃないですか。こんな大きな財源があるのにやらないでおいて、一番簡単な便利だといふようなやり方をしていてはいかぬですよ。

○村上孝(政府委員) ただいま川俣

先生からの旅費の問題でござります

が、これは、過日、この席におきまし

たる旅費が少いから、無理して伝食を

やつておる。そんなばかなことをやつ

ちやいかぬといふのです。

旅費の補助

を多くするため、寄生虫だけの補助

を回つたんでは旅費が不足するから、

少しくらい伝食を作らなければいかぬ

というので、無理に伝食を作っている

じやありませんか。そろまでして補助

をとられてどうするのです。それを言

うのです。ですから、寄生虫の補助は

要らないと言つておるのはそこなん

です。ほしいというのじやない。そりい

う無理なことをされるような仕組みは

よくないといふのです。寄生虫くらい

なら家庭でやれる、開業医でやれると

いうのです。それを、旅費節約のため

に、伝食をわざわざ作るといふはかな

ことがあるか。現にやられておるじや

ありませんか。だから、そういうこと

をあなた方がやるなら、わしの方は競

馬法を修正してちゃんとされるように

しますよ。二百万円くらい出すのは何

でもないことです。

○村上(孝)政府委員 私は、寄生虫の

関係の旅費を二分の一にいたします

と、伝食の方が減るかといふ御質問あ

りますが、逆に寄生虫の方の金を伝食

が食つておるような形なんで、それ

が、これはどういう手続で出されたの

ですか。提案者はおそらく床次委員で

あります。その内容について一つ、発言を許

され立場において、委員長から明確

に御答弁がいただきたいのであります

す。第二十八条については委員長もよ

く御承知でありますから、こ

れについて明確なる御答弁がいただき

たい。

○伊東委員長 これは委員会の提出で

ござりまするので、この問題がきまつ

ます。

先生からの旅費の問題でござります

が、これは、過日、この席におきまし

たる旅費が少いから、無理して伝食を

やつておる。そんなばかなことをやつ

ちやいかぬといふのです。

旅費の補助

を多くするため、寄生虫だけの補助

を回つたんでは旅費が不足するから、

少しくらい伝食を作らなければいかぬ

というので、無理に伝食を作っている

じやありませんか。そろまでして補助

をとられてどうするのです。それを言

うのです。ですから、寄生虫の補助は

要らないと言つておるのはそこなん

です。ほしいというのじやない。そりい

う無理なことをされるような仕組みは

よくないといふのです。寄生虫くらい

なら家庭でやれる、開業医でやれると

いうのです。それを、旅費節約のため

に、伝食をわざわざ作るといふはかな

ことがあるか。現にやられておるじや

ありませんか。だから、そういうこと

をあなた方がやるなら、わしの方は競

馬法を修正してちゃんとされるように

しますよ。二百万円くらい出すのは何

でもないことです。

○伊東委員長 この際床次委員より發

言を求められておりますので、これを

許します。床次委員君。

○床次委員 先ほど、松野委員の質問

に対し、大蔵大臣から答弁があつたの

であります。が、その答弁によります

と、六月の暫定予算に見合へべき補助

金の一ヶ月延長の措置を委員会でとら

れるならば、政府においてそれに基く

し、先ほど会計検査院から回答があり

ましたように、その場合主たる目的が

寄生虫に対する措置もする。しか

りは伝食に対する措置を出しまして、そこに集

まるという告示を出しまして、その範囲内で

県内に告示——きよ

うは肝蛭なら肝蛭の寄生虫の検査をす

ることで、その二分の一を県が加えまし

て、その範囲内で県内に告示——きよ

うは肝蛭なら肝蛭の寄生虫の検査をす

ることで、その二分の一を県が加えまし

た上で適當なる手続をとりたいと考えております。

○井手委員 委員会の提案だとおっしゃいますが、私は承知いたしておりません。修正案ならともかく、法律案で出直して下さい。

○伊東委員長 お答えいたします。これが受けることは私は違法だと思います。

○伊東委員長 お答えいたします。これが、さつきから申し上げる所によると、委員会の提出といたしたいので、きまつた上で適切なる方法をとりたい、ころ考えております。

○井手委員 されでは承認できません。従来の慣例によりますと、各党一致したものであれば、ひろひろ理事会の協議を経てそういうこともあるかもしれません。しかしこれは各党一致のものではありません。やはり二十八条の手続によつてやつてもらいたい。第二十八条の規定によりますと、「議員が法律案その他の議案を発議するときは、その案を具え理由を附し、成規の賛成者と連署して、これを議長に提出しなければならない」と書かれてある。さらに、「この場合において、予算を伴う法律案については、その法律施行に關し必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならぬ。」といふ明文があります。各派一致であれば了解とも言えるでございましょうけれども、それはそんなんに簡単に行きませんよ。

○伊東委員長 お答えいたしました。だいま井手委員のお話の関係は議員提

出の場合だと考えますのが、今回は委員会の提出にいたしますので、これ

は必ずしも満場一致の提案でなくとも差つかえないと解釈いたしております。

○井手委員 今も私は読み上げたのですが、第二十八条にはつきり書いてあるじやありませんか。理屈をつけて自分の方に有利にしようとういう解釈ではないはずですよ。議員が法律案その他

の議案を提案しようとする場合にはこうしたことはつきり明示してある。それがしてないじやありませんか。まず手続をして下さい。その上で私は審議いたします。

○伊東委員長 重大的な問題でございまして、これから休憩に入ることにいたしまして、休憩の上で御協議申し上げます。

○伊東委員長 その前に理事の補欠選任についてお詫びいたします。一昨日理事でありました吉田重延君が委員を辞任せられ、また本日理事浅香忠雄君が委員を辞任いたされましたので、そ

の補欠選任を行いたいと存じますが、理事の補欠選任は、先例により、

委員長において御指名いたすことに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊東委員長 それでは、大橋武夫君及び松野類三君を理事に御指名いたします。

この際暫時休憩いたします。

午後二時五十九分休憩

○伊東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど床次委員より御提案の案につ

き質疑の通告がござりますから、これ

を許します。井手以誠君。

○井手委員 委員長はこれをどういうふうになさるのですか。これをこの委員会の議題にするのですか。

○伊東委員長 議題にするわけです。

○井手委員 宣告しておりませんね。

○伊東委員長 今床次君より御提案の案について質疑をいたします。井手以誠君。

○井手委員 提案者は議員でございまして、国会の権威については十分御理解があるかと思いますので、若干お尋ねをいたしたいと思うのであります。

か、まずその点をお伺いいたしたいと存じます。

○床次委員 提案者といたしましては、暫定予算がすでに衆議院において可決になつておりますので、この暫定予算に合せますために、六月末までの本案を提案いたしたわけであります。

○井手委員 法律と予算とははつきり違りますと、一方は当然廃案になるものと思ひます。異なつた議決になります。

○井手委員 政府はあくまでも一方年で、国会の権威については十分御理解があるかと思いますので、若干お尋ねをいたしたいと思うのであります。

○井手委員 政府は一ヵ年間延長しますので、国会の権威については十分御理解があるかと思いますので、若干お尋ねをいたしたいと思うのであります。

たしたのはずでございます。

○井手委員 私この機会に長官にはつきりお伺いしておきたいことは、一事不再議の問題であります。時限立法に対し一方は一年、一方は一ヵ月、この二つの法律案が現に並行的に審議されているわけであります。一方が議決されますと、一方は当然廃案になるものと思ひます。異なつた議決になると思います。

○井手委員 これが、結局同じ議案かどうかという内容の審査になつてくると思います。これは、御承知の通り、国会の期間が長ければ、その間に同じような内容について対象の事態が変つてくれば、当然得るかと思います。そういう場合に

は、かりに形式的には全く同じ内容で

も、これは一事不再議とは言えないと思っております。そういう意味で、今度の法案も、一方は暫定予算と法律との調整ということをもとにして御議論になつたことがあります。これはおのずから審議の対象が違つておるのぢやないか、そういう意味でこれは一事不再議の原則には当てはまらないのぢやないか、さようにおどもとしては考えておるわけであります。一応お答え申し上げます。

○井手委員　おっしゃる通りに、すでに議決になつたと同一の問題について、再び審議しないことは明らかであります。ただ、今おっしゃるように、長い期間の間に情勢の変化でといふ解釈はあるかもしれません。意見はあると思うのです。ところが今日は、情勢の変化どころか、同じ日に違つた内容のものが提出されておる。予算ならば、その中から引き抜いて、暫定予算といふこともありますよう。しかし法律案で、時限立法である一年のものと一ヵ月のものとの違いだけで、同一内容でございますから、私はあなたのおっしゃるのは当らないと思う。提案者の床次委員に対して、この点に対する御信念を承わりたいのであります。

○床次委員　ただいま提案いたしましては、六月末までの暫定予算に付帯いたしましたところの取扱いをきめたのでありますて、七月以後に關しましては今後の問題として残されておる。これに關する調整につきましては、先ほど政府當局からも弁明がありましたように、政府におきましては善処せられることになつております。

○井手委員 私は、補助金交付なるものの本質から考えますと、一ヶ月、一ヶ月延ばしていくような性質のものではないと思う。これはかねて大蔵省当局が主張されておるところであります。一ヶ月を通じて成績が上つたもの、奨励しなければならないものについて補助金をやる。これは床次提案者もよく御承知であると思う。もし七月以降のものが賛成を得られなかつたと考へますならば、一ヶ月とか二ヶ月とかいう暫定予算に合うよな本末転倒した補助金延長の提案の仕方はないと思う。補助金を交付しようといふらば、一ヶ月の見通しをもつてやらねばならぬと思うのです。それは、おそらく七月の暫定予算ということはあり得ないかもしませんが、しかし絶対ないとも言えません。そうすると、また七月の改正法律案を出さなければならぬということになるであります。假定の問題は答弁できないと言ふかもしませんが、そういうことになつてくるのであります。奨励金とか補助金といふものを一ヶ月ずつ区切つて出す。出しようがないじやございませんか。私はこの点について会計検査院のおいでになるのを待つております。私はそういうことは行政府としてなさるべきではないと思う。おそらく提案者の真意もそういう意思ではないと思うのです。しかし、このことは国会の原則を確立する上においてきわめて重要でありますので、そな長くは申しませんけれども、もう少し明確にさ

しておいでいただきたいと思ひます。○床次委員　ただいまの御質問でありまするが、すでに四月、五月に關しましては、御承知の通り、暫定予算に付帶いたしました同様の取扱いをいたしましたのであります。六月も遺憾ながら暫定予算になりましたので、同様の措置を講じようというわけでござります。この点は御議論の趣旨とは私は違ふと思います。

○井手委員　私、四月、五月の場合には審議に参加しておりませんでしたのが、もちろんわが党は反対であつたわけであります。しかし前にそうしておつたからといふわけには参らない。四月、五月がそうだったから六月もお願いしたいということでは、答弁にならないのであります。この際法律という建前から、国民の福祉に関する――その法律によつて国民を規制していくことうといりのですから、この点はよく考えなければならないと思う。その場限りの答弁ではいけませんよ、法制局長官も。国会内部の問題ではございません。国民の福祉を拘束、制限するものが法律であります。そういうものに次々とこういうように一ヵ月延ばしといふことはあり得ないと思う。補助金の本質からいつたら、そういうことはあり得ないとと思う。これは当局からでもかまいませんが、補助金の立て方はそういうものでござりますか。一ヶ月々々そういうようになります。そういうことはありますか。大体一ヵ年を通じて成績の上つたものに対しても補助金をやろう、奨励金を出そろ、こういうふうに長い間の実績を見ておやりになるのが、今までのやり方ではございませんでしたか。予算といふものと法律といふ

うものとでは当然立て方の考え方は違うと思う。これは正示さんからでもかまいませんから……。

○正示政府委員 お許しを得まして私の方からお答えを申し上げます。補助金の一般原則といたしましては、毎年度年度の計画を立てましてやるのが建前であることは、井手先生のおっしゃる通りでございます。ただ、個々に見て参りますと、いろいろの態様があるわけでございまして、午前にも問題になりましたが、教科書の配付といろいろに一定の時期に配付するといらうようなものもあるわけでござります。従いまして、いろいろの態様にござりますが、一般的には申されることは私どももう二つともだと存じます。ただ、今回は、御承知のように、当初四月、五月だけの暫定予算で、あとは本予算の成立することを政府としては期待をいたしておりますのでござりますが、それが思うように参りませんで、六月もまた暫定予算ということに相なりました。かような情勢の推移にかんがみまして、けさほど来お話をのうなことに相なつたものと考えるのであります。すなわち、結論的に申し上げますと、今回の措置は、この情勢のもとにおきましてやむを得ずとられる措置というふうに、私どもとしては心得ておる次第でございます。

う法律案を提出するときは、その法律施行に關し必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならぬ。」こういうことになつておるわけであります。そろしますと、予算を伴う法律案といふものは、單に増額するものだけであつて、こういう減額をするものは予算を伴う法律案にならないかといふことです。実は減額するのも国民生活に非常に重大な影響を及ぼすわけです。さいざんから農村問題で川俣委員からいろいろ議論がありましたが、これを削られたことは国民にとってはきわめて重大な関係がある。市町村、府県等の地方自治体にとつても重大な関係のある法律案なんです。そつするど、予算を伴うといふことは、単に増額だけであつて、減額した場合は関係ないかどうかということ、この点、あなたへの御見解を承わつて、その後に法制局長官の御見解をふだしたいと思ひます。

る経費を明らかにするということは、やはりこまかく経費を出してくること意味するのです。ただ予算にばつと出てきておる大ざっぱなものではないわけです。あの予算書を見て、これは天才でなければ眼光紙背に徹する人でも、あの予算書を見てはどれが経費であるかわからぬ。だから、当然、当委員会に出てくる経費といふものは、積算の基礎とまでは行かなくてもある程度明白に出てとなればならないと思うのです。問題は、増額を伴うものだけなのか、減額をしたものはこの予算を伴う法律に入らないのかどうかということなのです。これは法制局長官でけつこうですが、どうですか。

○林(修)政府委員 これはいわゆる予算を伴うものというわけでありますから、普通の意味ではやはり新しく使う予算、特に項の金額をふやす、あるいは項を新設しなければならぬというような意味で解釈するのが普通であろうと思います。また現に、これは、一般の国会法の改正の際に、衆議院の事務総長が議運で説明しておられる際にも、大体そういう意味であるという実は説明をしておられます。これは、予算を伴うものという言葉だけからいえば、減額の場合にも入らないことはないよう見えますが、議運で事務総長が説明をされたときは、大体増額あるいは新設という意味だと説明しておられます。これはまさにそういう意味で出しているものじゃないかと思うわけであります。いずれにいたしましても、今度の法律案は、むしろ予算の額に合せるというわけであります。予算の額を増額するものでも減額するもので

もない、そういう意味では、予算が何ものと云ふことにはならないのではないか、かように考えております。はとにかくあの九ヵ月についてでは認められないのです。一ヵ月分だけについて認めよう、こういう意思なのですから、明らかに予算を伴う。減額をしておるにしても伴つているはずです。九ヵ月は認めないのであるから、とりあえず一ヵ月だけは認めようということなのですから、私はこれは明らかに予算を伴つておると思うのです。

○林(修)政府委員 どうもそこは多少意見が違うかもわかりませんが、これはあくまで六月分暫定予算といふもののが成立する段階になつておるということを前提としたまゝして、この予算と法律を調整するための御提案になつたものと私たちは実は心得ておるわけであります。そういう意味におきまして、七月以降の分についてはまだ別途さらず、明確に予算を伴う。減額をしておるにしても伴つているはずです。

○滝井委員 そういたしますと、法律案は、私たちとしては通ることを期待もいたしておりますし、ぜひ通してほしい、こう考えておるわけであります。行政の運営ということはできないわう前提では、いわゆる本予算も同じなのです。政府にとつては、おそらく新しく出された本予算も大蔵大臣は通るものとお考えになっておることであります。政府として出した法律は十ヵ月月分を計上しなければならぬということだけではなくて、新しく一ヵ月分を計上しておるから、私はそらだと思われるところが、これとなんですか。私はとにかくあの九ヵ月についてでは認めないとなんですか。私はそらだと思われるところが、これと

○滝井委員 これは、日につかえておる月分を計上しなければならぬといふことだけではなくて、新しく一ヵ月分を計上しておるから、私はそらだと思われるところが、これと

予算には原則として計上せざる義務的なものであつて、特に四、五月中に支出を必要とするものに限り計上する」といたしましたが、今回は原則として、すでに計上いたしました額と合せて、なんです。従つて、この政府の提出しておる補助金の特例に関する法律の中で、この中には第一・四半期である六月までに計上しなくてよい義務的な補助金があるはずだと思いますが、そういうものはどれとれなんでしょうか、床次さんにわからなければ、政府でいいです。

○村上(孝)政府委員 四一六月の間に計上しなくともいい義務的な補助金があるかといふお話をございますが、たとえば、極端なものについて申しますと、義務教育、新しく入学いたします児童に対する教科書の点でありますが、これは四、五月初に必要が起るのでございまして、六月にはもう必要がなくなつてゐるわけであります。しかし、そのほかのものにつきましては、大体補助金なり負担金を与えられる対象となる事実が経常的にあると思ひます。その他のものは、その十七本の法律の中では約十本くらい義務的なものがございますが、それぞれ大体六月に原則として現われてくる、こういうふうに理解していいのぢやないかと思います。

ある、こういうことなんです。そなうと、一ヶ月、六月までに出されるとするならば、当然六月までに出されなければならないのです。この法律の趣旨から言へば、第二回四半期に出すよなものは、これは取つておくべきなんです。まだ予算が通つていなから、六月の暫定予算のではそれは別だ、提案者もそういう考え方なんです。六月末までの暫定予算が通つたから、それと並行してこれを出すのだと、こういうことなんです。ですから第二、四半期以後に与えるような補助金であるならば、ここに計上する必要はない。削除してよい。そういうものがあるかどうかといふことなんですよ。

かし、先ほども申し上げましたよろしくお申しあげます。こうした補助的な義務的なもののみならず、予算の範囲内でできるというふうに、六月の暫定予算につきましては、この特例法の適用につきましては、この特例法の適用の結果減率あるいは適用停止になります。したものを、そのままの形で予算に組んでござります。そこで、われわれの方といいたしましては、法の形式が義務的に表現しておるもののみならず、すべて六月分につきましては暫定予算と法律とを一致させたい、こういうふうに考えたわけです。その点で御了解願っています。

置がまた予算と合せるために必要にならぬのだと、こういふうにお答え申し上げたらしいと思います。もよつと御質問の意味がわかりませんでしたので……。

○滝井委員 たとえば、健康保険なら健康保険で二分の一の国庫負担をする、こう書けば、政府は二分の一を負担しなければならない。ところが、二分の一の補助金を交付することができるとやれば、これは、予算の範囲内だから、二分の一やらないともよい。現在あなたの方の方は二分の一やつていいわけだ、議論が起つておる。ところが、二分の一の負担をするといふようになると、二分の一負担をしなければならない。その会計年度でできなければ、次の年度に回つてもやらなければならぬでしよう。そういう義務的のものを第一・四半期すなわち六月までに過去の慣例においてやつておつたものはどれとどれかということです。第二・四半期以後においても今までやつておつたものもあると思いますが、そういうものがあるかどうかということです。

は、いろいろは申しませんけれども、この一事不再議の問題と予算と法律との関係であります。これだけはやはり国会としてはつきりしておかなくては、権威に関すると思うのです。ほんとうならば公聴会でも聞いて検討すべきだと思うのです。床次提案者から一つお考えを承わっておきたい。なお長官にもこの点はいま少し私は聞きたいと思うので、お許しいただきたい。

○床次委員 ただいまの御質問ですが、私どもは、できるだけかかる疑いが生じないように取り扱いたいと苦心いたしましたのであります。従つて、今回の処置をいたしますについて二通りの方法があると想うのであります。一つは、政府の提案になりました。この案自体の字句の修正をいたしましたが、そうしてこれを六月末まで延長するという行き方と二つあるのであります。前の方をとりまると、政府のやりましたものに直接手を加えます。従つて、今後七月から年末まで行います場合にもう一回議決をいたしますので、どうも一事不再議だというような誤解を生ずるのではないかということを私ども懸念いたしました。そこで見まするならば、この改正法律案は暫定予算に対する特例だけをきめておるのであります。七月以後

に限するものについては触れておりません。依然として政府提案のものが残つておりますて、この点は将来の問題として取り扱つていただける余地がありますが、私は聞きたいと思います。かよろくなつてお考えを承わっておきたい。なお長官にもこの点はいま少し私は聞きたいと思うので、お許しいただきたい。

延ばすべきものではなかろうし、一旦政府が信念をもつて一ヵ年の延長をして、もういろいろ法律案を出したものに対して、政治情勢があつたか知りませんが、六月の一ヵ月延長も同感いたすところでございますといふのは、これは政府として信念のなき過ぎる答弁だと思ふ。ただいまの一事不再議のことについても、私は同じテーマのいわゆる異なるた議決だと信じております。しかし、これは幾ら申しましても同じことでござりますから打ち切りますが、この際、でき得るならば、はつきりした手続を立てておきたいと思うのです。残念ながらできないかも知れぬけれども、これでは今後困ったことができはせぬかと私は思うのです。私は、はなはだ残念でござりますけれども、これをもつて今日の質問を打ち切ります。

ありますまいし、先ほどから五時間くらいいたましたが、お考えはちつとも変わつていないのでござりますか。

○一萬田國務大臣 私は、公債發行は今日その時期でない、かように考えております。

○松野委員 もう一端。ただいまのお話のようには、これは予算を減額する案だから大蔵省は賛成したが、もし予算を増額する案でも、いいものならばそれに御賛成になりますか。

○一萬田國務大臣 私はただいま御質問議を願つておる予算をぜひ御承認願いたいのであります。具体的なものならば、それは検討することを拒むこともあります。

○松野委員 軍人恩給を増額することは、具体的な案として御賛成でござりますか、御賛成じやございませんか。

○一萬田國務大臣 一兆円のワクといふものははかたく守らなければならぬと思います。

○松野委員 干算委員会ではありませんから、あまりしつこくは言ひませんが、私が非常に心配することは、たびたび言いますように、公債發行論が院内におきましては相變らず相当に強いんです。私は、それを加味して、あなたの一身に及ぶようなことがあっても大へんだと思つて、こうやつてもう一ぺん申し上げるのですが、実は私も自民交渉委員に入つております。入つておればこそ、いい機会だからこういふことを露骨に申し上げるのですが、これが表面化してからだと間に合いません。本日は未定だから、かりにどうきまつても、仮空のことで責任もございませんけれども、悪い方にきまつてしま

まうと、一萬田大蔵大臣が非常に御質疑がなれば、床次委員の御提案の案につき討議に入ります。討論の通告がござりますから、これを許します。松野、朝三君。

○松野委員 ただいま床次君提案の法案に關しましては、元來これは政府が当然提案すべきものでございまして、その前例といたしまして、四月、五月の暫定予算に見合つ補助金の一時打ち切りの法案も、政府が提案になりましたて、すでに可決確定いたしました。これは六月分の暫定予算に見合つものでござりますから、当然これは政府が重要な法案として提出する責任があるにもかかわらず、政府の怠慢、不勉強により提出する時間的余裕がなかったといいうわけですから、ただいま床次君提案の法案をどうしてもこの場に出さなければならなかつた。その理由は、一言に申して政府の怠慢であります。われわれといたしましても、本予算の審議の過程にありまして、本予算の一部である補助金法案を予算と切り離して審議することには不可能でござります。従つて、当然暫定予算に見合つものを提案すべきものを、政府自身はなはだ不誠意、不誠実でございまして、いたしておりません。しかしながら、今後の善処方を強く要望し、なおかつ法案に關係いたしました提案の個所の修正の点もございましょうが、本日は諸般の事情を十分

○伊東委員長 滝井義高君。
○滝井委員 床次委員提案にかかる補助金等の臨時特例等に関する法律案につきましては、日本社会党を代表して反対の意思を表明するものであります。
元来、この補助金の整理ということは、昭和二十四年にシャウブ使節団が日本に参りましたして、日本の中央、地方の財政の状態を見た結果、日本の地方自治体に中央から莫大な補助金が交付され、しかも地方自治体の政治が中央によって左右される形になつておることは、地方自治の自主性から考えてまことに不合理である、こういう考え方から、補助金整理の思想というものが出てきたのでござります。従つて、内閣としては、そのような思想を受け、補助金の整理をする目的として、地方自治体の自由な財源の確保と国の財政の健全化という二大スローガンを掲げて、補助金の整理を志したはずなんですが、ところが、そのような高い理想、目的はいつの間にか消えうせて、地方自治体の財源として交付せられておったところの三十幾つかの片々たる補助金をここに抜き出して持ち來たり、そしてその削減をもつて大目的をあたかも遂行するがごとき装いをこらしたのでございます。まことに羊頭を掲げて狗肉を売る法案というのはこの補助金等の臨時特例等に関する法律なんでございます。しかも、昨年一ヵ年間の実績を見てみましても、何らその大目的を達成することがなかつた。すなわち国と地方を通じての財政

規模の圧縮が不成功に終つておるることは、もう昨年一年の実績を見ても明らかでございます。
しかも、その実績のなかつた法律を、さらに政府は四月、五月の暫定予算の算の当時においては三十年の五月三十一日まで二ヵ月延ばし、今度は、本予算の提出とともに、昭和三十一年の三月三十一日まで十ヵ月延期して參つたのでござります。ところが、この法案が、自由党との間の予算折衝の過程において、むしろ現在の傾向としては一つの道具として使われておるニュアンスさえ見えてきておるということです。これははなはだ嘆かわしいことだと言わなければなりません。政府に真の政治信念があり、しかもその理論的な根柢が正しいとするならば、政府はあくまでも来年三月三十一日までのこの政府提案の法律を通す熱意と信念と努力をすべきであります。にもかかわらず、与党みずからが自由党の要望に屈服をし、屈服をした上に政府までが節を曲げ信念を曲げて賛成をする態度は、実際に見下げ果てた態度と申さなければなりません。かかる政府が日本の経済自立を達成し、そして補助金を削減して地方自治体の財政の健全化をはかり、あわせて国の財政の健全化をはかるなどといふことは、これは全く口頭辯にすぎないといふことです。こういふ内閣では、私たちちは安心していろいろの政策をまかせるわけには参りません。
こういふ基本的な態度に立つて、日本社会党といいたしましては、床次委員提出の補助金等の臨時特例等に関する法律案の一部改正における、暫定予算に見合うだけの一ヵ月間の延期法については賛成をするわけには参りません。こ

これが日本社会党的反対をする基本的な理由でござります。

○伊東委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより床次委員御提案の案につき採決いたします。床次委員より御提案の案を委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案とするに賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○伊東委員長 起立多数。よつてただいまの案を委員会提出の法律案とすることに決しました。
なお、提出の手続に關しましては委員長に御一任をお願いいたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十一分散会

昭和三十年六月四日印刷

昭和三十年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局